

豊中市子ども健やか育み条例 逐条解説

平成27年（2015年）4月

豊中市

こども未来部こども政策課

<目 次>

| | |
|--|--------|
| I. はじめに | - 2 - |
| II. 豊中市子ども健やか育み条例制定の背景 | - 2 - |
| 1. 豊中市の状況 | - 2 - |
| 2. 国の取組み | - 2 - |
| 3. 豊中市における条例制定の意義 | - 3 - |
| III. 豊中市子ども健やか育み条例制定の経過 | - 3 - |
| IV. 豊中市子ども健やか育み条例の概要 | - 4 - |
| V. 各条文の解説 | - 5 - |
| 前 文 | - 5 - |
| 第1条（目的） | - 7 - |
| 第2条（定義） | - 7 - |
| 第3条（基本理念） | - 8 - |
| 第4条（相互の連携協力） | - 9 - |
| 第5条（市の役割） | - 10 - |
| 第6条（保護者の役割） | - 11 - |
| 第7条（子ども関連施設の役割） | - 12 - |
| 第8条（地域住民の役割） | - 13 - |
| 第9条（事業者の役割） | - 13 - |
| 第10条（こども審議会） | - 14 - |
| 第11条（子育て・子育ての支援に関する施策の策定） | - 17 - |
| 第12条（子どもの社会参加の促進） | - 18 - |
| 第13条（相談体制） | - 18 - |
| 第14条（社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援） | - 19 - |
| 第15条（子育て・子育て支援行動計画） | - 20 - |
| 第16条（評価） | - 22 - |
| 第17条（実施状況等の公表） | - 22 - |
| 第18条（推進体制の整備） | - 23 - |
| 第19条（広報及び啓発並びに学習） | - 23 - |
| 第20条（委任） | - 24 - |
| 附 則 | - 25 - |

I. はじめに

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に施行した豊中市子ども健やか育み条例（以下、「条例」という。）は、豊中市における子育て・子育て支援に関する基本的な考え方と将来にわたっての推進方策を明らかにしたものです。また、条例制定の過程においては、後述のとおり、子どもを含む多くの市民から多様なご意見や思いを聴かせていただいております、市民の思いが詰まった条例となっています。

この逐条解説書は、条例の意義を周知し、その適正な運用等を図るため、各条文の趣旨、用語の解説などについて記載したものです。

II. 豊中市子ども健やか育み条例制定の背景

1. 豊中市の状況

本市では、平成 11 年（1999 年）に子育て・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として「豊中市子ども総合計画」を策定し、市民ニーズを踏まえた各種の子育て・子育て支援に関する施策の充実に向けた取組みをすすめてきました。さらに、計画の進捗を把握し、適切な推進を図っていくため、平成 13 年（2001 年）に「豊中市子ども総合計画推進計画」を、平成 17 年（2005 年）には、次世代育成支援対策推進法に基づく「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）を策定し、子どもの視点に立った子育て・子育て支援に関する様々な施策を実施してきました。しかしながら、依然として核家族化をはじめとする家族形態の変化や、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化等、子どもや家庭を取り巻く環境は様々に変化しており、保護者の子育てへの不安や負担、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにとっても、家庭や地域の中あるいは子どもたち自身の社会集団や遊びの中で、行動能力や社会性を身につけることができる機会の減少にもつながるなど、子育てや子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。

2. 国の取組み

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年（2003 年）に平成 27 年（2015 年）3 月までの時限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図っています。

また、その後、質の高い小学校就学前の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年（2012 年）に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」を制定し、子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの社会的な援助の必要性が高まっていることから、平成 21 年（2009 年）に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進に取り組んでいます。

3. 豊中市における条例制定の意義

こうした子どもや子育て家庭を取り巻く厳しい環境に対応するとともに、国の動向に関わらず、平成27年（2015年）3月までの「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）の後継計画として、豊中市として子育て・子育て支援に関する基本的な考え方と将来にわたっての推進方策を明らかにすることを目的として、条例を制定するものです。

また、条例は、「子ども・子育て支援法」に係る取組みについて包含するとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく若者の自立支援に関する施策とも連携する必要性を踏まえて制定しています。

Ⅲ. 豊中市子ども健やか育み条例制定の経過

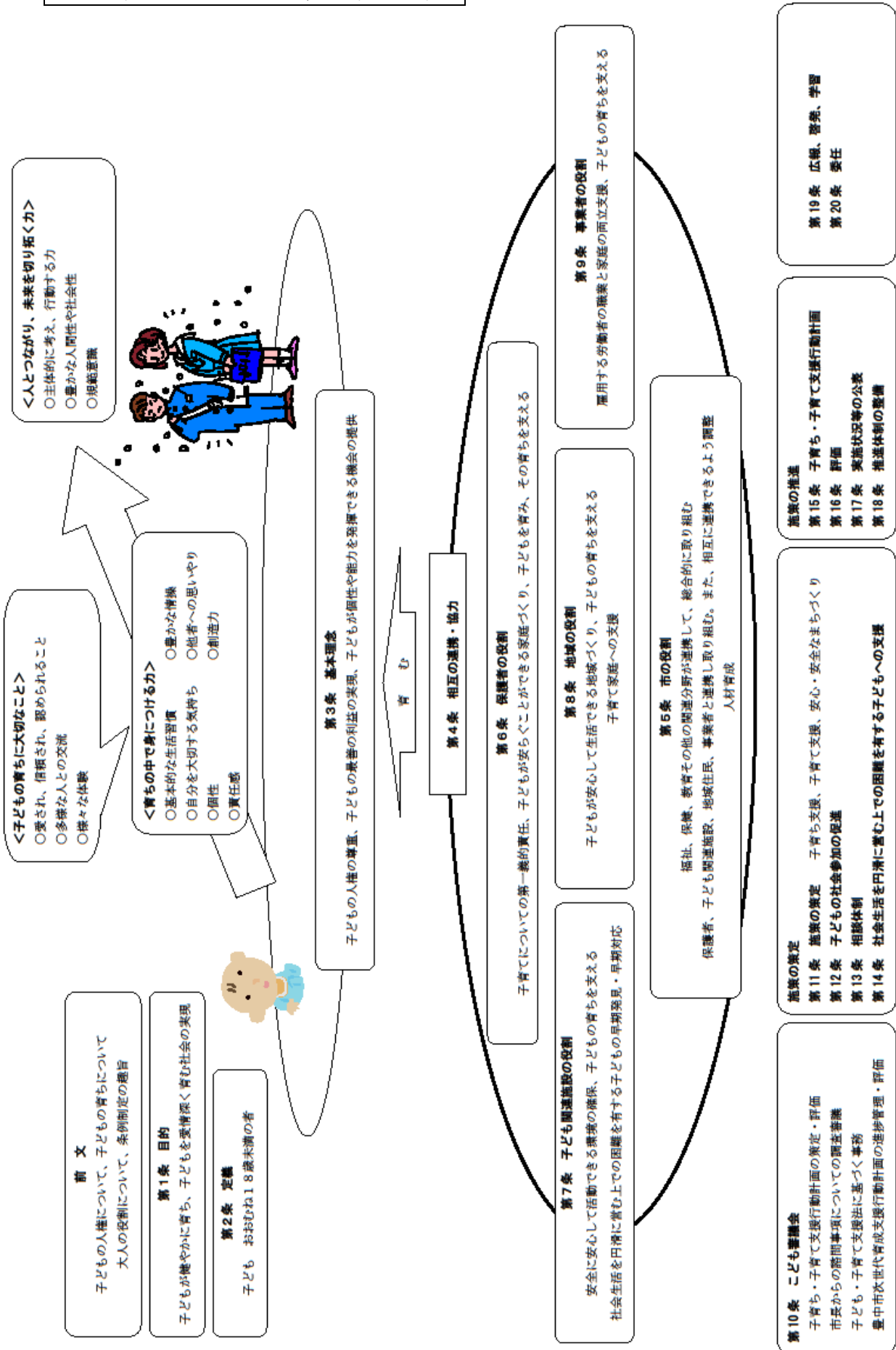
条例の検討にあたっては、「(仮称)豊中市子ども健やか育み条例に関する懇話会」からのご意見をいただくとともに、子ども本人、保護者、子育て・子育て支援活動を行っている市民にヒアリングを行い、子どもからは、自身のことに加え社会や大人に対する思い、大人からは、子どもや子育て家庭の現状、子どもの育ちに関する多様なご意見や思い等を聴き取り、「(仮称)豊中市子ども健やか育み条例策定委員会」にて検討してきました。

また、条例素案への意見募集では、多くの市民から条例の内容についての思いやご意見を多数いただき、それらの結果も踏まえながら、平成25年（2013年）4月1日に条例を制定しました。

【条例制定までの主な取組み】

| 時期 | 主な取組み | 懇話会 | 策定委員会 |
|------------------|--|---------|---------|
| 平成22年 (2010年) | 9月 子どもに関わる職員へのヒアリング (2回) 10月 小学校へのヒアリング (4校) 12月 | | |
| 平成23年 (2011年) | 4月 9月 市民へのヒアリング (~H24.5 26回) 11月 大人ワークショップ (3回) 12月 子どもワークショップ (~H24.3 4回) | 設置 ↓ | 設置 ↓ |
| 平成24年 (2012年) | 4月 条例骨子案説明会 (3回) 市民団体等への説明 (~6月 10回) 小・中学校への説明 (~7月 5回) 8月 条例素案への意見募集 (~9月 94人 256件) | | |
| 平成25年 (2013年) | 4月 豊中市子ども健やか育み条例制定 | | |

IV. 豊中市子ども健やか育み条例の概要



V. 各条文の解説

前 文

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心をもち、地域全体で子どもを育てていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかなければなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

条例を制定するにあたっての基本的な考え方を明らかにしたもので、各条文を解釈する際によりどころとなるものです。

【解釈・運用】

<第1段落>

子どもの人権について記載したものであり、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下、「条約」と言う。)を踏まえ、子どもを権利の主体として位置づけています。また、条約で定められている「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を大切にしなければならないことについて記載しています。

<第2段落>

「子どもの育ち」について記載しています。本条例の制定に当たって実施した子どもに関わる業務従事者へのヒアリングでは、子どもの自己肯定感やチャレンジ精神の低下に関する意見が多くありました。

こうした意見を踏まえ、子どもが自己肯定感をもちながら、チャレンジし、「自ら育つ力」を伸ばし、「可能性」を広げるためには、まず、愛され、信頼され、そして認められることが大切であることについて記載しています。

また、将来、人とつながり、自らの未来を切り拓く力を身につけるために、多様な人との交流や様々な体験が大切であることについて記載しているほか、健やかに育った子どもが大人になり、次代の子どもを健やかに育むという正の連鎖につなげることについて記載しています。

<第3段落>

子どもの育ちにおける「大人の関わり方」について記載しています。本条例の制定にあたって実施した子どもへのヒアリングでは、「子どもの思いや意見、考えを尊重して欲しい」「何かあったら親身になって相談にのって欲しい」「家族で一緒にいる時間が欲しい」という大人との関わりに対する意見のほか、「歩道にタバコの吸い殻がたくさん落ちている」「狭い道を猛スピードで走る車がある」「大人は挨拶しなさいと言うが、挨拶しても返してくれない」といった大人の言動に対する意見がありました。

こうした声を踏まえ、大人は、子どもとしっかり向き合うとともに、自己の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自己の言動に責任を持つ必要があることについて記載しています。

<第4段落>

社会全体で子どもを育むことの必要性について記載しています。近年、核家族化をはじめとする家族形態の変化、働き方やライフスタイルなどの多様化等子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの育ちに影響が及んでおり、家庭や学校だけの努力で改善を図ることは不可能な状況です。こうした状況を踏まえ、保護者、地域住民や事業者、保育所や学校、行政等がそれぞれの特性を活かしながら役割を果たし、互いに緊密な連携を図りながら、課題解決に取り組み、地域全体で子どもを育むことの必要性について記載しています。また、社会的な援助が必要な子ども等を支援するために関係機関が連携することの必要性についても記載しています。

<第5段落>

市の決意表明について記載しています。

第1条（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育て・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

条例の目的について定めたものです。

【解釈・運用】

制定のねらいや決意は「前文」で詳しく述べていますので、ここでは、簡潔に「子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現」が目的であることを明記するとともに、そのために、保護者、地域住民、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、行政などがそれぞれの特性を活かしながら役割を果たし、互いに緊密な連携を図りながら、子育て・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することについて記載しています。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

【趣旨】

条例で用いる用語の定義について定めたものです。

【解釈・運用】

<第1号関係>

「子ども」の定義について定めたものです。

条例が対象とする子どもには、市民のほか、市内に通学、通勤する者も対象としています。また、年齢については、基本的な考え方として、児童福祉法に準じて「18歳未満」としていますが、次の理由から、年齢だけで区切らず柔軟に対応するため「おおむね18歳未満」としています。

- ・18歳の誕生日を過ぎた高校生（全日制）も、卒業までは他の同級生と同様に取り扱う必要があるため
- ・18歳になる前から支援を受けている場合には、関係機関と連携を図りながら、支援に切れ目が生じないように努める必要があるため

<第2号関係>

「保護者」の定義について定めたものです。
児童福祉法に規定する内容を準用しています。

児童福祉法 第6条（抜粋）

この法律で、保護者とは、第19条の3、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第19条の3 小児慢性特定疾病児童等の保護者(小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項において同じ。)は、<以下省略>

<第3号関係>

「子ども関連施設」の定義について定めたものです。

児童福祉法第7条第1項に規定する「児童福祉施設」とは、平成27年(2015年)4月現在、本市では、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センターをさします。

学校教育法第1条に規定する「学校」(大学を除く)については、平成27年(2015年)4月現在、本市では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をさします。

社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいい、こうした活動を行う施設は、本市では、青年の家いぶき、青少年自然の家、公民館、図書館、体育館等があります。また、「その他市規則で定める施設」とは、大阪府池田子ども家庭センター、医療機関、地域型保育事業を行う事業所、認可外保育施設、豊中市保健所のほか、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業等を実施するものをさします。

第3条（基本理念）

第3条 子どもの健やかな育ちは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、又は認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちの根幹となる考え方について定めたものです。

【解釈・運用】

＜第1号関係＞

日本国憲法及び条約の理念に基づき、子どもの基本的人権を保障し、子どもを個人として、そして権利を享有し行使する主体として重んじ、子どもの人権を尊重することをすべての取組みの基礎とすることについて記載しています。

＜第2号関係＞

子どもにとっての最善の利益は、条約の第3条で「児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されています。つまり、子どもに影響を与える決定をする時は、子どもにとって最もよいことは何かを一番に考え、判断することが大切です。そのため、子どもの年齢やその成長に応じ、子どもの思いや意見を受け止め、最もよいことは何なのか子どもと一緒に考えることが大切であることについて記載しています。

＜第3号関係＞

子どもは、自ら育つ力を有しています。その力を伸ばすためには、大人が、子どもの力を信頼し、期待し、認めることが大切です。また、家庭や学校そして地域での様々な取組みの中で、子どもが自らの力を発揮し、成長する機会を提供することが大切であることについて記載しています。

*「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年秋の国連総会にて全会一致で採択されたものです。我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准を行いました。
(同年5月22日に我が国について効力発生) <以上 外務省ホームページより>

*「児童の権利に関する条約」では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」といった4つの包括的権利を保障するとともに、子どもにとって一番よいこと(最善の利益)は何かということを考えなければならないとうたっています。

第4条 (相互の連携協力)

第4条 市、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者は、子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち、子どもの健やかな育ちを支えるために、各々の役割を果たし、相互に連携を図りながら協力するものとする。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちにおける、市、保護者、子ども関連施設、事業者の相互連携について定めたものです。

【解釈・運用】

子どもの健やかな育ちを支えるためには、子どもに関わるすべての人が、それぞれの立場から、その特性を活かしながら協力し、取り組む必要があることについて記載しています。

なお、本条例制定にあたって実施した子どもへのヒアリングでは、「子どもの意見を真剣に聴いてほしい」「話をごまかされるのが嫌だ」「子どもの個性や素質をみて欲しい」といった意見があり、「基本理念」を踏まえながら、それぞれの役割を果たすことが大切です。

第5条（市の役割）

- 第5条 市は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。
- 2 市は、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。
 - 3 市は、子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者が、相互に連携を図りながら協力することができるよう、支援及び調整を行うものとする。
 - 4 市は、子ども及び子育て家庭への支援を行うため、職員の育成を行うとともに、地域での人材育成に取り組むものとする。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちにおける、市の役割について定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項関係>

市は、子育て・子育て支援に関する施策を策定（詳細は第11条から第15条参照）するとともに、その施策の推進にあたっては、子育て・子育ての関連部局が連携して総合的（詳細は、第18条参照）に取り組むことについて記載しています。

<第2項・第3項関係>

子どもの健やかな成長には、社会全体で子どもを育てることが必要であることから、市は、保護者、子ども関連施設、地域住民と連携・協力し、子育て・子育て支援に関する施策を推進するとともに、各々が相互に連携・協力できるよう支援や調整を行うことについて記載しています。

具体的な取組みとしては、子育て・子育て支援ネットワーク、地域教育協議会、青少年団体連絡協議会などがあります。

<第4項関係>

市は、地域における子どもや子育て家庭への支援を行う人材の育成及び市職員の専門性の向上に向けた、各種講座や情報交換の機会提供に取り組むことについて記載しています。

第6条（保護者の役割）

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

2 保護者は、子どもの情操を豊かにするとともに、基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、子どもを育み、その育ちを支えるように努めるものとする。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちにおける、保護者の役割について定めたものです。

【解釈・運用】

＜第1項関係＞

保護者と子どもの愛情による絆で結ばれたふれあいが、子どもの育ちに重要な役割を担っていることから、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりを行うことを保護者の役割として記載しています。

＜第2項関係＞

子どもの年齢及び成長・発達の状況に応じて子どもを育てることが重要であることから、乳幼児期は、身のまわりの世話をしながら、子どもの基本的な生活習慣などを身につけることについて、次に、子どもの年齢及び成長にしたがい、子どもの力を信頼し、その主体性を尊重しつつ、子どもが健やかに成長するよう見守りながら、状況に応じて、必要な支援や指導を行うことを保護者の役割として記載しています。

【参考】子育て家庭への支援について

本条の検討にあたっては、子育てについて支援される立場でもある保護者の役割に関する記載内容について様々なご意見をいただきましたが、最終的には、本条例の主体が子どもであるという認識のもと、子どもの育ちにおける保護者の役割について定めることとなりました。

しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、子育てへの不安や負担感を感じている保護者が存在していることから、保護者の役割だけを強調するのではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

そのため、第11条以降の具体的な取組み内容については、「子育て支援」を含め、「子育て・子育て支援」として定めています。

第7条（子ども関連施設の役割）

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。
- 3 保育所、幼稚園、学校、認定こども園等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を育むように努めるものとする。
- 4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちにおける、子ども関連施設の役割について定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項～第4項共通>

子ども関連施設では、子どもが安心して学びや体験ができる環境整備のほか、各施設の特性に応じて、家庭や地域では学ぶことができない、集団生活や多様な世代及び子ども同士の交流、様々な体験を通じた豊かな学びを子どもに提供するとともに、その専門性を活かし社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもの早期発見、早期対応することを役割として記載しています。

<第1項関係>

全ての子ども関連施設に求められるものですが、特に、日常的に子どもが利用する施設及び事業の実施者に求められるものです。

* 「日常的に子どもが利用する施設及び事業」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の学校、児童館等の施設のほか、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業等が該当します。

<第2項関係>

日常的に子どもが利用する施設だけでなく、豊中市保健所や医療機関等は、健康診査や通院の機会を通じて、専門的な知見のもと子どもの状況を把握することができることから、全ての子ども関連施設に求められるものです。

なお、「必要な対処」とは、施設の特性により異なりますが、全ての施設に共通するものとしては、子どもや家庭の状況により、適切な相談窓口及び支援機関への連絡や相談があります。そのほか、子どもや家庭と日常的に関わりのある施設では、子どもからの相談内容が施設内での人間関係などに起因する問題である場合には、その解決や支援に取り組むことを示しています。

<第3項関係>

主に、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童発達支援センターに求められるものです。

<第4項関係>

主に、児童館、青年の家いぶき、青少年自然の家、公民館、図書館、体育館等の施設のほか、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業等の実施者に求められるものです。

第8条（地域住民の役割）

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。
- 3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちにおける、地域住民の役割について定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項・第2項関係>

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代及び子ども同士の交流、遊びを中心とする様々な体験が重要であるため、第1項で、子どもが屋外で安心して遊ぶことができる地域づくりについて、第2項で、公民分館活動やお祭り等の地域の取組み、地域子ども教室事業への協力等子どもが多様な人との交流や様々な体験ができる機会の提供について、地域住民の役割として記載しています。

<第3項関係>

地域全体で子どもを育むという意識のもと、例えば、小学校区単位で毎月実施されている子育てサロンへの協力、「こどもの安全110番パトロール隊」や「こども110番の家」、学校の登下校時における子どもの見まもり活動への協力、ファミリー・サポート・センター事業や子育てボランティアへの参加のほか、子どもや子育て家庭へ声掛け等日常的な関わり等について、地域住民の役割として記載しています。

第9条（事業者の役割）

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちにおける、事業者の役割について定めたものです。

【解釈・運用】

＜第1項関係＞

子どもの健やかな育ちには保護者との関わりが重要な役割を担うため、保護者がその役割を果たすことができるよう、育児休業等の制度の充実や労働時間短縮などの促進に取り組むことを事業者の役割として記載しています。

＜第2項関係＞

子どもの健やかな育ちには、子どもが社会のしくみや職業について学ぶことが必要であるため、子どもの職場見学や職業体験の受入れなどの機会を提供することを事業者の役割として記載しています。

第10条（こども審議会）

第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 保護者
 - (4) 市民団体の代表
 - (5) 福祉の関係団体の代表
 - (6) 事業者の代表
 - (7) 労働者の代表
 - (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者
 - (9) 関係行政機関の職員
- 5 前項第2号及び第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

【趣旨】

子どもの健やかな育ちに関わる取組みを推進するため、こども審議会の設置、審議会の権限及び委員構成等について定めたものです。

【解釈・運用】

＜第1項関係＞

こども審議会の設置目的を記載しています。なお、こども審議会が行う事務は以下の通りです。

- 子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく事項
 - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（詳細は21ページ参照）の策定
 - ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び施策の実施状況に対する調査審議
- 条例に基づく項目
 - ・条例第15条に定める子育て・子育て支援行動計画の策定
 - ・条例第16条に定める子育て・子育て支援行動計画の実施状況の評価
- 市長の諮問に基づく子どもの健やかな育ちに関する重要事項の調査審議

＜第2項関係＞

こども審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項については、第1項に定める内容以外についても、市長に意見を述べるができることについて記載しています。

＜第3項～第5項関係＞

こども審議会の定数、委員構成及び委員の公募について記載しています。なお、「第4項各号に定める委員」とは、具体的には以下の通りです。

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 学識経験を有する者 | 子どもの育ちや子育て支援に関し専門的な知識を有する者 |
| (2) 市民 | 本市在住か在勤・在学の15歳以上（中学生は除く）の者（公募にて選考） |
| (3) 保護者 | 市民の要件を満たし、かつ18歳未満の子どもがいる者（公募にて選考） |
| (4) 市民団体の代表 | 青少年団体連絡協議会、地域教育協議会など子どもに関係する事業を実施している市民団体の代表 |
| (5) 福祉の関係団体の代表 | 社会福祉協議会、母子寡婦福祉会など子どもに関係する事業を実施している福祉団体の代表 |
| (6) 事業者の代表 | 豊中商工会議所など事業者が加盟する団体の代表 |
| (7) 労働者の代表 | 連合大阪豊中地区協議会など労働団体の代表 |
| (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者 | 保育所、幼稚園、認定こども園に従事する者 |
| (9) 関係行政機関の職員 | 大阪府池田子ども家庭センター、小学校等子ども関連施設の職員 |

＜第6項関係＞

こども審議会にて、専門的な事項に関する調査審議を行う場合等に、その調査審議に必要な専門知識を有する学識経験を有する者などを臨時委員として追加することができることについて記載しています。

＜第7項関係＞

第1項から第6項に定める内容以外で、こども審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、市規則で定めることについて記載しています。

【参考】子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第11条（子育て・子育ての支援に関する施策の策定）

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子育て支援

ア 保育及び教育環境に関すること。

イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。

ウ 子どもの居場所づくりに関すること。

エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

(2) 子育て支援

ア 地域の子育て環境の整備に関すること。

イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。

ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

(3) 安心・安全なまちづくり

ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。

イ 子どもの安全に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

【趣旨】

本市が推進する子どもの健やかな育ちに係る取組みについて定めたものです。

【解釈・運用】

子どもの健やかな育ちに向けては、子どもを対象とした支援施策だけではなく、子どもの育ちに最も重要な役割を果たす子育て家庭への支援施策が必要です。また、子育て・子育て支援に関する施策をすすめるにあたっては、子どもや子育て家庭が安心して、安全に生活することが全ての取組みの基礎となることから、安心・安全なまちづくりに向けた施策が必要です。

以上のことから、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の3つの施策を策定し推進すること、この3つの施策以外にも子どもの健やかな育ちに必要な事項がある場合には施策を策定し、推進することについて記載しています。

なお、施策の検討は、「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）の内容を踏まえながら、第15条に定める子育て・子育て支援行動計画の策定時に行います。

第12条（子どもの社会参加の促進）

- 第12条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市においては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。
- 2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。
 - 3 市は、施策の策定に当たっては、第1項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

【趣旨】

第11条のほかに本市が推進する取組みについて定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項～第3項関係>

子どもは、本条例に基づき実施する施策や第15条に定める子育て・子育て支援行動計画の策定にあたり意見を表明することができることについて記載しています。

市は、子どもが社会の一員であることを認識し、子どもが意見表明をすることができるよう、子どもに対し必要な情報を提供し、子どもの思いや意見を聴く機会を設けます。また、子どもからの意見は、計画の策定時だけではなく、施策の見直しや充実に向けた検討の参考とするため、こども審議会に報告します。

具体的な取組みとしては、第15条に定める子育て・子育て支援行動計画の策定（見直し）、評価にあたり、意見交換会（ワークショップ）やアンケート調査など子どもの意見を聴く機会の提供等を想定しています。

また、子どもを対象とする事業を実施する場合には、子どもの企画委員の募集や前回参加者（子ども）のアンケートの活用等、企画段階から子どもの意見を聴く機会のほか、職業体験やボランティア体験等子ども自身が主体的に行動し、社会とのつながりを学ぶことができる機会を想定しています。

第13条（相談体制）

- 第13条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等のような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るものとする。
- 2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。
 - 3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

第11条のほかに本市が推進する取組みについて定めたものです。

【解釈・運用】

＜第1項関係＞

市は、子どもが直接相談できる窓口の体制整備に取り組むことについて記載しています。
なお、子どもの相談内容は多岐にわたることから、福祉、保健、教育など専門的な相談窓口が必要ですが、子どもによっては複数の悩みを抱えていたり、自身の悩みを整理できていない場合があることから、どのような悩みでも受け付けることができる相談窓口が必要です。

また、休日や夜間における相談受付等子どもが容易に相談できる体制の検討のほか、子どもが安心して相談できるよう、相談対応の流れや守秘義務について伝えるなど子どもの不安を解消しながら窓口の周知を図ることについて記載しています。

＜第2項関係＞

子どもからの相談を受け付ける職員は、条約の理念を十分理解し、子どもの最善の利益の実現に向け、子どもの話を聴くことについて記載しています。

なお、対応にあたっては、子どもの年齢及び成長に応じて、子どもの意思を尊重することが必要です。

＜第3項関係＞

市は、子どもの状況に応じ、必要な場合には、子ども関連施設及び大阪府等の関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うことについて記載しています。

なお、必要な支援内容については、子どもの状況に応じて検討することとなります。

【参考】子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援について

第3項では、「子どもの救済又は心身等の回復を図る」とせず、「～を図るために必要な支援」としています。

この文言の検討にあたって、子どもの相談・支援業務の従事者から、「『子どもを救済する』『子どもの心身等を回復する』という言葉は現実的では無い、実際には、子ども自らがその悩みを乗り越え、克服するのであって、自分たちはそのお手伝いしかできない」という趣旨の意見を頂いたことから「必要な支援」という表現を使用しています。

第14条（社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援）

第14条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

【趣旨】

第11条のほかに本市が推進する取組みについて定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項関係>

市は、第13条に定める相談体制及び第7条に定める子ども関連施設のほか、地域住民における見まもり活動を通じて、児童虐待の被虐待児童、いじめを受けている子ども、不登校状態の子ども、ニートやひきこもり状態にある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、障害のある子ども、外国にルーツのある子どもや帰国児童・生徒等様々な状況にある子どものうち社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもの早期発見に努めることについて記載しています。

<第2項関係>

第1項により発見された子どものうち、社会的な援助が必要な子どもに対して、市は子ども関連施設、大阪府等の関係行政機関等と連携し、支援を行うことについて記載しています。

なお、支援を行う場合には、子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意思を確認した上で、できるかぎり子どもの意思を尊重します。また、子どもが有する困難さは、複数の要因がある場合や、子どもの成長により変化しながら継続する場合があります。よって、一人ひとりの状況を踏まえ、関係機関の連携及び切れ目のない継続した支援を行う必要があります。

第15条（子育て・子育て支援行動計画）

第15条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項（法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。）を定める子育て・子育て支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

【趣旨】

子育て・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画を策定することのほか、策定の手続きについて定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項関係>

市長は、子育て・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子育て・子育て支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定することについて記載しています。行動計画には、第11条から第14条の施策を推進するために必要な事項（*1）を定めるほか、子ども・子育て支援法第61条に規定する内容（*2）を定めます。

*1「必要な事項」とは、具体的には、子育て・子育て支援に関する施策の基本的な考え方や方向性、具体的な取組み内容等について定めます。

*2 子ども・子育て支援法第61条では、必須記載事項として、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」について定めることになっています。

<第2項関係>

市長は、計画策定時にこども審議会の意見を聴くことについて記載しています。

<第3項関係>

市長は、計画策定時に子どもを含めた市民の意見を反映するために必要な措置を講じることについて記載しています。

なお、「必要な措置」とは、例えば、子どもや市民が意見を出すことができるような検討会（ワークショップ）や、豊中市意見公募手続きに関する条例に基づく意見募集等を行います。

<第4項関係>

市長は、策定した行動計画を速やかに公表することについて記載しています。

なお、公表は、市ホームページへの掲載のほか、市政情報コーナー、出張所、子育て支援センター、図書館、公民館等の施設に資料を配架するなどの方法にて行います。

<第5項関係>

第1項から第4号に規定する内容については、計画策定だけでなく、5年毎に行う計画の変更（見直し）時にも適用することについて記載しています。

【参考】 子ども・子育て支援法
(市町村子ども・子育て支援事業計画)
第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第16条（評価）

第16条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、行動計画の実効性を高めるため、子育て・子育て支援に関する施策への取り組み状況を毎年度評価し、必要に応じて改善する手続きについて定めたものです。

【解釈・運用】

＜第1項関係＞

市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年、その実施状況について子ども審議会に報告することについて記載しています。

＜第2項関係＞

第1項の報告を踏まえて、子ども審議会は、行動計画の実施状況について評価を行うとともに、必要に応じて、子育て・子育て支援に関する施策について意見を述べるができることについて記載しています。

＜第3項関係＞

子ども審議会から子育て・子育て支援に関する施策について意見があった場合、市長が必要な措置を行うことについて記載しています。

なお、「必要な措置」とは、意見の内容によりますが、例えば、本市の現状把握のほか、国や府など関係機関及び他市への調査等を実施し、意見内容を精査したうえで検討を行い、本市としての基本的な考え方を示すとともに必要に応じて施策の見直しを行うことなどを想定しています。

第17条（実施状況等の公表）

第17条 市長は、前条第1項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

- 2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べるができる。
- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

【趣旨】

子育て・子育て支援に関する施策の実施状況や評価について公開し、市民の意見を募集することについて定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項関係>

市長は、行動計画の実施状況に加え、実施状況に対するこども審議会の評価結果を公表するほか、子育て・子育て支援に関する施策についてこども審議会から意見があった場合には、その意見内容及び意見に対する市の検討結果についても公表することについて記載しています。

なお、公表は、告示、市ホームページへの掲載のほか、市政情報コーナー、出張所、子育て支援センター、図書館、公民館等の施設に資料を配架するなどの方法にて行います。

<第2項関係>

市民は、第1項の内容について意見を述べることができることについて記載しています。

<第3項関係>

市長は、第2項により市民から意見があった場合には、次年度以降の施策の見直しや充実に向けた検討の参考とするため、こども審議会に報告することについて記載しています。

第18条（推進体制の整備）

第18条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

市が行動計画に定める各施策や事業等を総合的かつ計画的に実施するため、推進体制の整備について定めたものです。

【解釈・運用】

行動計画は、子育て・子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的にすすめる計画であることから、計画の推進にあたって、必要な体制を整備することについて記載しています。

「必要な体制」とは、子育て・子育て支援に関する施策の関連部局だけでなく、市長をトップとする全庁横断的な推進体制をさします。

第19条（広報及び啓発並びに学習）

第19条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

【趣旨】

条例について、広く市民への広報、啓発、学習の機会提供に取り組むことについて定めたものです。

【解釈・運用】

条例を推進するためには、社会全体で子どもを育むことの重要性及びそれぞれの役割について市民が共通の認識を持ち、連携して取り組むことが必要です。また、基本理念に定める子どもの人権については、日本国憲法で保障されている基本的人権及び条約に定められている子どもの権利について大人が理解するとともに、子ども自身が「自らの権利」と「他者の権利を侵害しないで尊重すること」を理解することが重要であることから、市は、条例及び子どもの人権について周知を図るとともに、理解を深めるために学習の機会を提供することについて記載しています。

具体的には、条例及び子どもの人権に関するパンフレット等を作成し配布するとともに、子育て・子育て講座等の子どもに関わる市民が集う機会を活用し周知を図ります。また、条例及び条約をテーマとした講座を実施することを想定しています。

第20条（委任）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

【趣旨】

本条は、条例の施行にあたり必要な事項を定めることについて、市規則に委任することを定めたものです。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条並びに次項及び附則第4項の規定 市規則で定める日
 - (2) 第15条第1項（法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項に係る部分に限る。）の規定法の施行の日
- 2 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により同項の市町村行動計画として策定され、同条第5項の規定により公表されている豊中市次世代育成支援行動計画は、第15条第1項の規定により策定され、同条第4項の規定により公表された行動計画とみなす。この場合において、第16条及び第17条の規定は、当該行動計画に係る平成25年度分の施策の実施状況から適用するものとする。
- 4 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第73号を第74号とし、第50号から第72号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次の1号を加える。

(50) こども審議会
委員 日額 9,700円

第2条第3項及び第4項中「第1項第72号又は第73号」を「第1項第73号又は第74号」に改める。

第4条第3項中「同項第72号及び第73号」を「同項第73号及び第74号」に、同項第71号」を「同項第72号」に改める。

第5条第2項中「第70号」を「第71号」に、「同項第71号から第73号まで」を「同項第72号から第74号まで」に改め、同条第3項中「第2条第1項第71号」を「第2条第1項第72号」に改める。

【趣旨】

条例の付随的な事項について定めたものです。

【解釈・運用】

<第1項関係>

条例の施行日は平成25年（2013年）4月1日ですが、次の各条（項）の施行日は別途定めます。

| 条（項）番号 | 根 拠 | 施 行 日 |
|-----------|------------|------------------|
| 条例第10条 | 市規則 | 平成25年（2013年）7月1日 |
| 附則第2項 | | |
| 附則第4項 | | |
| 条例第15条第1項 | 子ども・子育て支援法 | 平成27年（2015年）4月1日 |

<第2項関係>

子ども・子育て支援法にて、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって意見を聴くことになっている審議会その他の合議制の機関等については、条例第10条に定めるこども審議会とすることについて記載しています。

<第3項関係>

条例施行後、「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）を条例第15条で定める「子育て支援行動計画」に位置づけ、平成25年度（2013年度）以降の実施状況については、条例第16条、第17条に基づき実施状況の評価及び実施状況等の公表することについて記載しています。

<第4項関係>

新たにこども審議会を設置するため、「委員等の報酬及び費用弁償条例」（昭和31年豊中市条例第19号）にこども審議会に係る内容を追加することについて記載しています。